

令和8・9年度入札参加資格審査申請要領(町内業者用)

令和8・9年度において、王寺町(町長部局、教育委員会、下水道事業)が発注する、「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品の製造・販売・役務の提供」の競争入札に参加を希望する方は、下記の要領のとおり関係書類を提出してください。

※奈良県広域水道企業団及び奈良県葛城地区清掃事務組合の発注においても使用されることがあります。

1. 申請資格(下記要件を全て満たすこと)

(共通項目)

- ・本店又は営業所を王寺町内に有している者
- ・本店が町外の場合は、入札契約等の権限を町内の営業所等に委任できる者(本店が町内の場合でも、委任先が町外の場合は、町外業者扱いになります。)
- ・指定した提出書類を全て提出できる者
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者

(建設工事)

- ・建設業法に基づく建設業の許可を受け、申請日現在で有効な経営事項審査を受けている者
- ★申請は最大3業種までとなります。

(測量・建設コンサルタント)

- ・建設コンサルタント登録規程、測量法、建築士法、地質調査業務登録規程、補償コンサルタント登録規程による登録業者
- ・上記以外で調査業務等について営業する者
- ★希望業種数に限りはありませんが、業者カードに記載できる主要取扱業種数は、最大6業種までとなります。

(物品の製造・販売及び役務の提供)

- ・「建設工事」「測量・建設コンサルタント」を除く物品の製造・販売・役務の提供を行う者
- ★業者カードに記載できる主要取扱業種数は、最大10業種までとなります。

2. 受付期間

- ・期 間 令和8年2月16日(月)～2月27日(金) **[厳守]**
(窓口受付は、土日祝を除く 9時～12時・13時～17時)
(郵送の場合は、期間中の消印有効)
(業者カードのメール送信も、必ず期間中に行ってください。)

3. 申請方法

紙書類の提出については、郵送に限ります。これに加え、「業者カード」の作成データ(Excelファイル)をメールで送信する必要がありますので、下記 5. 業者カード送信先まで提出をお願いします。

なお、提出書類等に不備があった場合は、同封の返信封筒で仮受付票と不備個所記載の書類を返送いたしますので期限までに再送願います。

仮受付だけでは、登録されませんのでご注意ください。

4. 紙書類送付先

〒636-8511奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

王寺町役場 総務課 契約管財係

※封筒に「入札参加資格審査申請在中」と**朱書**でご記入ください。

5. 業者カード(Excelファイル)送信先

王寺町役場 総務課 契約管財係

メールアドレス：oji-nyusatsucard@air.ocn.ne.jp

メール件名：業者カード(建設工事・建設コンサル・物品のいずれか)/【業者名】

(例)業者カード(建設工事)/【株式会社●●●】

(例)業者カード(建設工事)/【株式会社●●●】/(パスワード)

※業者名は、**隅付き括弧【】**として下さい。

パスワードの添付の場合は、業者名の後ろに「パスワード」と記載ください。

6. 照会先

総務課 契約管財係

電 話 0745-73-2001(内線239)

7. 提出書類

- ・A4 判紙ファイル(ファイルの色指定なし。ファイル背表紙に業者名を記入してください。)に番号順に綴じて下さい。(①の業者カードは綴じないで下さい。)
- ・「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品の製造・販売・役務の提供」ごとに1部提出して下さい。
- ・⑨以降の提出書類は「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品の製造・販売・役務の提供」ごとに異なりますのでご注意願います。
- ・返信用封筒…定型サイズの封筒に**110円**切手を貼り、住所氏名をご記入ください。(書類に不備がなく、受付が完了した際に受付票を送付します。また、提出書類等に不備があった場合は、仮受付票等を返送します。)

(共通書類)書類①・②・③・⑦の様式はダウンロードして下さい。

①業者カード

★注 意 **書面提出**に加え、**作成データ(エクセル)メールを送信**する必要があります。

- ②入札参加資格審査申請書
- ③委任状(営業所等に権限を委任する場合のみ)
- ④営業所一覧表(営業所等を有する場合のみ・任意様式)
- ⑤履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人のみ・3ヶ月以内の発行のもの)
- ⑥印鑑証明書の写し(3ヶ月以内の発行のもの)
- ⑦使用印鑑届(入札契約等に使用する印鑑)
- ⑧納税証明書(下記記載の証明書の写し・3ヶ月以内の発行のもの)
 - ★注 意 ・直近2年分の納税証明書(現在未納が無いことの証明書でも可)
 - ・営業所等に委任する場合は、本店と委任先の証明書がそれぞれ必要
- ⑨暴力団等に該当しない旨の誓約書

(⑧納税証明書及び⑩以降の説明は、次ページに続く)

法人

1. 本店が王寺町内で、営業所等に委任しない場合

- ・王寺町税の完納証明書(王寺町役場)
 - ・法人事業税(中南和県税事務所)
 - ・法人県民税(中南和県税事務所)
 - ・法人税(葛城税務署)
 - ・消費税(葛城税務署)
- } 納税証明書 様式その3の3で可

2. 本店が王寺町外で、王寺町内の営業所等に委任する場合

- ・委任先営業所等の王寺町税の完納証明書(王寺町役場)
 - ・委任先営業所等の法人事業税(中南和県税事務所)
 - ・委任先営業所等の法人県民税(中南和県税事務所)
 - ・本店の法人市町村民税(本店を所轄する市区町村役場)
 - ・本店の法人事業税(本店を所轄する都道府県税事務所)
 - ・本店の法人都道府県民税(本店を所轄する都道府県税事務所)
 - ・法人税(本店を所轄する税務署)
 - ・消費税(本店を所轄する税務署)
- } 納税証明書 様式その3の3で可

個人

- ・王寺町税の完納証明書(王寺町役場)
 - ・所得税(葛城税務署)
 - ・消費税(葛城税務署)
- } 納税証明書 様式その3の2で可

(建設工事)

- ⑩最新の経審総合評定値通知書の写し(有効期限内の経審で最新のもの)
- ⑪建設業許可証明の写し又は建設業許可通知書の写し
- ⑫工事経歴書(申請希望する工事の実績がわかる書類・直近2年分・任意様式)
- ⑬技術職員名簿(任意様式)

(測量・建設コンサルタント)

- ⑩登録証明書等の写し(営業に関し法律上必要とする登録の証明書で5年以内のもの)
- ⑪測量等実績調書(申請希望する業務の実績がわかる書類・直近2年分・任意様式)
- ⑫技術職員名簿(任意様式)

(物品の製造・販売及び役務の提供)

- ⑩資格証明書等の写し(営業に関し許可・認可を必要とする場合)
- ⑪決算書の写し(法人の場合・直近2年分)
- ⑫確定申告書の写し(個人の場合・直近2年分)